

春は引っ越しシーズン 手続きはお早めに

春は就職や進学、転勤などに伴う引っ越しシーズンです。3月から4月にかけて、引っ越しなどの手続きで市役所や地区市民センターなどの窓口は、大変混雑します。なるべくお早めに、また、時間に余裕をもってお越しいただくようお願いいたします。

住所が変わったら14日以内に届け出を

住所が変わったら、速やかに住所変更の届け出をしてください。法律で「異動してから14日以内」とさだめられています。

手続きの際には、運転免許証など写真入りの公的機関が発行した本人確認書類が必要です。お持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券などの書類が複数必要です。なお、届出人が本人または同世帯の親族以外の場合は委任状が必要です。

また、小・中学生の転校の手続きは、早めに学校とご相談ください。

住所変更の届け出

届け出の種類	必要なもの	届け出期間
転居届	四日市市内で住所を移す場合 本人確認書類、認め印、 (以下の書類は所持者のみ) 住基カード、国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者、乳幼児、一人親家庭などの医療費助成の各受給資格証	引っ越ししてから14日以内
転出届	四日市市から他の市町村に住所を移す場合 上段以外に印鑑登録手帳(所持者のみ)もお持ちください。	引っ越し予定日の14日前から引っ越し後14日以内(四日市市の場合)
転入届	他の市町村から四日市市に住所を移す場合 本人確認書類、認め印、転出証明書(前住所地発行)介護保険受給資格証明書(該当者のみ)、医療費助成用所得証明書(該当者のみ)	引っ越ししてから14日以内

医療費助成および子ども手当などの手続きについては、福祉総務課(TEL 354-8163、FAX 359-0288)までお問い合わせください。

市民窓口サービスセンターでは、土日でも利用できます。

時間 10:00~19:00 TEL 359-6521

場所 近鉄四日市駅高架下 休み 火曜

取り扱い業務 住所・戸籍関係の届出や証明、市税の証明など(転入・転居・国保加入届など、平日の17:00以降と土・日曜日、祝日には、取り扱いできない業務があります)

平成23年3月27日(日) 「日曜窓口」を特別開設します

四日市市役所 各窓口にて!

春の引っ越しシーズンに合わせて、日曜日に市役所の窓口を開きます。平日は忙しくて手続きに行けないという人は、ぜひご利用ください。

また、近隣市町(桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町)、津市、松阪市も同じ日に窓口を開きますので、開設する市町間の転入・転出の手続きは1日で済ませることが出来ます。(ただし当日、地区市民センター、楠総合支所では業務を行いません。)

➤ 開設時間 8:30~17:15 (各窓口とも)

	手続内容	担当窓口
市役所1階	転入・転出などの手続き、外国人登録、戸籍の届け出、住民票の写し・登録原票記載事項証明書・戸籍の証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付、各種税証明書の交付 窓口にお越しいただく人の本人確認書類が必要です。(運転免許証など、顔写真入りの公的機関が発行したもの。お持ちでない場合は健康保険証・年金手帳・診察券などの書類が複数必要です)	市民課 TEL354-8152
2階	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など (四日市市発行のナンバープレートのみ)	市民税課 TEL354-8133
3階	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続き	保険年金課 TEL354-8159 354-8161
	子ども手当、乳幼児医療費助成などの手続き	福祉総務課 TEL354-8163
9階	要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など	介護・高齢福祉課 TEL354-8427 354-8190
	市立小・中学校の新入学手続き	学校教育課 TEL354-8250

外国人向けの生活オリエンテーション(生活情報案内)も本庁1階ロビーに開設します。

(9:30から15:30)

詳しくは、平成23(2011)年3月上旬号をご覧ください。